

## 第1回 堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会 会議録

- 1 開催日 令和3年10月28日(木) 10時00分～10時35分
- 2 場所 堺市消防局 6階 講堂
- 3 出席者
- |     |               |                |
|-----|---------------|----------------|
| 会長  | 堺市消防局長        | 新開 実           |
| 副会長 | 和泉市消防長        | 山本 文昭          |
| 委員  | 堺市消防局総務部長     | 中原 訓史          |
|     | 堺市消防局警防部長     | 河下 武史          |
|     | 堺市消防局総務部参事    | 中野 真志          |
|     | 和泉市消防本部理事     | 藤原 啓司          |
|     | 和泉市消防本部次長     | 河合 満           |
|     | 和泉市消防本部和泉消防署長 | 山口 勝           |
|     | オブザーバー        | 大阪府危機管理室消防保安課長 |
| その他 | 堺市消防局職員       | 7名(事務局3名含む)    |
|     | 和泉市消防本部職員     | 3名             |
|     | 大阪府職員         | 2名             |
|     | 一般傍聴者         | 2名             |

### 4 開 会

#### 【事務局：太田課長補佐】

ただ今から、「第1回堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会」を開会いたします。皆様におかれましては、公務何かとお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

本日の会議の進行を務めさせていただきます事務局の堺市消防局総務部総務課の太田と申します。よろしくお願いいたします。

失礼ですが、着座にて説明いたします。

本日の出席者は、お配りの名簿のとおり、新開消防局長、山本消防長をはじめ、両市の関係者の皆様にご出席いただいております。

### 5 会長挨拶

#### 【事務局：太田課長補佐】

それでは、まず初めに、本協議会規約第5条第2項の規約により、堺市消防局長が協議会会長となっておりますので、会長であります新開消防局長よりご挨拶をいただきます。

#### 【会長：新開消防局長】

本日は、堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会の開催にあたり、山本消防長をはじめ関係者の皆様にお集まりいただき感謝申し上げます。

令和6年度の和泉市消防本部、和泉消防署の庁舎移転に伴い、消防指令業務の連携協力について、和泉市の副市長から堺市の副市長へ検討依頼があり、連携協力の可否も含め運

用方法やスケジュールなど5月から7月の間で計3回の検討会を開催した結果、両市において具体的に事務委託の課題や効果を検証し、協議することに至ったものです。

本協議会での審議においては、広域連携により、両市における消防力の強化につながるものであること。そして、両市のメリット、及び両市に求められる負担が公平なものとなること。このような視点で各市の立場から建設的なご意見をいただき、ご審議頂きたいと考えています。

本協議会の委員の皆様方におかれましては、両市民の安全・安心のためにご尽力いただきますよう宜しくお願いいたします。

【事務局：太田課長補佐】

ありがとうございました。

## 6 副会長挨拶

【事務局：太田課長補佐】

次に本協議会規約第5条第3項の規定により、和泉市消防長が協議会副会長となっておりますので、副会長であります山本消防長よりご挨拶をいただきます。

【副会長：山本消防長】

只今、ご紹介頂きました副会長の山本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、新開消防局長をはじめ堺市消防局職員の皆様には和泉市の状況等を踏まえ本協議会に至るまでの検討並びに準備を進めていただき心より感謝申し上げます。

また、本日は公務何かとお忙しい中にも係りませずオブザーバーとして、ご参加いただいております石川課長をはじめとする大阪府消防保安課の皆様方にも、これまでのご尽力に感謝を申し上げます。

さて、本日の協議会が第一回目の開催となるわけですが、目的はあくまで消防指令業務の広域連携でございます。我々の責務としては、この協議を重ねていくに連れ、堺市・和泉市・両市のメリットを一層生み出すとともに、両市の市民さんが今まで以上に安全で安心して暮らせるまちとなるように議論を重ねていく所存でございますので、変わらぬご協力を賜りますようお願い申しあげ、開会にあたりましての私の挨拶とさせていただきます。

【事務局：太田課長補佐】

ありがとうございました。

## 7 委員等紹介

【事務局：太田課長補佐】

続きまして、各委員の皆様をご紹介させていただきます。

会長の堺市消防局長                      新開 実                      様でございます。

副会長の和泉市消防長                      山本 文昭                      様でございます。

続きまして、和泉市側の委員の皆様をご紹介いたします。

和泉市消防本部 理事                      藤原 啓司                      様でございます。

和泉市消防本部 次長                      河合 満                      様でございます。

和泉消防署長                                  山口 勝                      様でございます。

続きまして、堺市側の委員の皆様をご紹介いたします。

堺市消防局 総務部長 中原 訓史 様でございます。

堺市消防局 警防部長 河下 武史 様でございます。

堺市消防局 総務部 参事 中野 真志 様でございます。

以上の委員の皆様で構成されております。

また、オブザーバーとして本日は、大阪府危機管理室消防保安課長 石川 雄一 様にご出席いただいております。大阪府危機管理室消防保安課長石川様にご挨拶いただきます。

**【大阪府危機管理室消防保安課：石川課長】**

本日は、堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会にお呼びいただきましてありがとうございます。

開催にあたりまして、ご多忙の中、資料作成や関係者との調整をしていただきました皆様に、厚く御礼申し上げます。大阪府としましても、引き続き、協議会への参加や、情報提供などを通して、できる範囲の支援をさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

**8 資料確認**

**【事務局：太田課長補佐】**

続きまして、本日お配りしております資料のご確認をお願いいたします。

～資料確認～

過不足等ございませんでしょうか。

それでは、本協議会規約第7条の規定に基づき、新開消防局長に議長をお務めいただき、議事進行をお願いいたします。

なお、会議における質問等、ご発言されるときは挙手をお願いいたします。

議事録作成の都合上、係員がマイクをお持ちしますので、マイクを持ってご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、議長の新開消防局長お願いしたいと存じます。宜しく願いいたします。

**9 議事：報告事項4件**

**【会長：新開消防局長】**

それでは、次第5の報告事項に入ります。報告事項は、報告第1号から第4号の4件でございます。一括して、事務局より報告をお願いします。

**【事務局：下垣主査】**

私、事務局の堺市消防局総務部総務課の下垣と申します。よろしく願いいたします。

失礼ですが、着座にて説明いたします。

報告第1号 堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会規約について、ご説明させていただきます。お手元の資料、報告第1号をご覧ください。

本規約は、すでに両市において決裁が完了し、ご承認をいただいているものですが、概要について、ご説明させていただきます。

第1条は協議会の「名称」を、第2条は協議会の「目的」を規定し、第3条には、「協議会において協議する事項」として、消防組織法第34条に規定する広域消防運営計画の作成に関する事項、その他消防事務委託に関し必要な事項の2項目を定めております。

また、第4条、第5条には、「構成団体及び組織」について規定し、第6条には、「会長・副会長の職務」、第7条で「会議の運用」について定めております。さらに、第8条には、後の協議事項で説明させていただきますが、幹事会の設置について、第9条では事務局に関する規定を設けております。以上が報告第1号の説明となります。

続きまして、報告第2号 堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会規約に関する合意書について、ご説明させていただきます。お手元の資料、報告第2号をご覧ください。

本合意書は、報告第1号にて説明させていただきました規約内容に合意している証として、作成したものです。2通作成のうえ、両市にて各1通を保管するものとしております。以上が報告第2号の説明となります。

続きまして、報告第3号 堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会会議運営規程について、ご説明させていただきます。お手元の資料、報告第3号をご覧ください。

本規程は、規約第7条第7項の規定に基づき、協議会の会議の運営に関し必要な事項について既に会長が定めているものでございます。

第2条では、本協議会は原則公開としております。ただし、議長は、会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、公開しないことができるとしております。また、第3条は「議長等の責務」、第4条及び第5条は「会議録に関すること」、第6条に本会議での「規律」に関し定めております。さらに、第7条は、会議の傍聴について規定しております。以上が報告第3号の説明となります。

続きまして、報告第4号 堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会会議傍聴規程について、ご説明させていただきます。お手元の資料、報告第4号をご覧ください。

先ほど報告第3号でご説明させていただきました、会議運営規程第7条第2項の規定に基づき協議会の会議の傍聴に関し必要な事項としてすでに会長が定めているものでございます。

第2条には「傍聴者の定員」について、第3条には報道関係者席を設けることができる旨を規定しております。また、第4条は「傍聴の手続き」、第5条、第6条では「傍聴者に関する事項」について定めております。さらに、第7条では、傍聴者が本規程に違反した場合の対応について定めております。報告第4号の説明は以上でございます。以上で、報告第1号から第4号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

**【会長：新開消防局長】**

ただ今事務局から、報告事項第1号から第4号までの説明がございました。ご意見、ご質疑等ございませんでしょうか。

それでは、ご質問等はないようですので、報告事項につきましては以上といたします。

10 議事：協議事項3件

**【会長：新開消防局長】**

続きまして、次第6の協議事項に入ります。

協議第1号及び第2号について、関連事項ですので事務局より一括して説明をお願いします。

**【事務局：下垣主査】**

協議第1号 堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会幹事会規程（案）について、ご

説明させていただきます。お手元の資料、協議第1号をご覧ください。

本規程は、協議会規約第8条第2項の規定に基づき、幹事会の組織及び運営に関し定めております。第2条には、幹事会の「所掌事務」について、協議会へ提案する事項、その他消防事務の委託に関し必要な事項の2項目を定めております。

第3条は、「組織」としまして、第2項で幹事長は堺市消防局総務課長及び副幹事長は和泉市消防本部総務課長とする旨を規定し、幹事は次ページの別表において、堺市におきましては、消防局人事課長、警防課長、通信指令課長で構成し、和泉市におかれましては、中央消防署長、警防第1課長、予防課長としております。

また、第4条では「幹事長等の職務」を定め、第2項において幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について協議会に報告するものと規定しております。

第5条の「会議」については、協議会と同様の内容を定め、事務局についても第6条において協議会同様に堺市消防局総務部総務課とする旨を規定しております。

以上が協議第1号の説明となります。

協議第1号について、ご審議の程よろしくお願いいたします。

**【会長：新開消防局長】**

ただ今事務局から、協議第1号につきまして、説明がございました。

ご意見、ご質疑等ございませんでしょうか。

それでは、ご質問等はないようですので、ご承認いただけたものといたします。

**【会長：新開消防局長】**

次に、協議第2号について、事務局より説明をお願いします。

**【事務局：下垣主査】**

協議第2号 堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会における今後協議していく協議の事項（案）について、ご説明させていただきます。お手元の資料、協議第2号をご覧ください。

堺市・和泉市消防指令業務連携・協力実施計画書を策定する中で令和3年5月～7月にかけて実施しました検討会での検討内容となります。

共同運用の方式については、和泉市から堺市への消防指令業務を委託する事務委託方式を採用。共同運用の内容については、堺市消防局と和泉市消防本部における消防業務のうち、消防救急デジタル無線及び署活系無線の整備及び保守管理業務を除く消防指令業務を共同で運用し、堺市の消防指令センターによる一元的な消防指令管制業務を行う。管轄区域はそれぞれの市域内とし、市域を越えて出場する場合には消防相互応援協定に基づき対応する。出場体制については、各市域内における直近隊編成による運用とする。消防指令管制システムについては、既に堺市において整備されていることから両市において新たに共同でシステムを構築するのではなく堺市の既存システムを改修することで和泉市の消防指令業務に対応する。

ただいまご説明させていただいた内容は、検討会にて検討を行った内容となり協議会にて改めて協議していく予定としています。

「連携・協用に要する人員」としましては消防指令業務の共同運用後の業務内容を精査し、見合った人員数等を協議していく予定としています。

「経費負担」ですが、基準財政需要額や人口の按分による負担割合の算出や共通経費等

の経費種別ごとの負担方法等について、協議していく予定としています。

以上が協議第2号「協議会における協議事項（案）」の説明となります。

ご審議の程よろしくお願いします。

【会長：新開消防局長】

ただ今事務局から、協議第2号につきまして、説明がございました。

ご意見、ご質疑等ございませんでしょうか。

それでは、ご質問等はないようですので、ご承認いただけたものといたします。

【会長：新開消防局長】

最後に、協議第3号について、事務局より説明をお願いします。

【事務局：下垣主査】

協議第3号 堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会等スケジュール（案）について、ご説明させていただきます。お手元の資料、協議第3号をご覧ください。

令和6年12月を消防指令業務の委託開始を目途としており、本日の第1回協議会開催の後、幹事会において調整・検討を重ね、令和3年12月中旬に第2回協議会を開催する予定でございます。

第2回では、幹事会での協議経過及び結果について中間報告を行い、全ての協議事項についてご審議いただけるよう進めたいと考えております。

その結果を踏まえ、令和4年2月の第3回協議会では最終報告を行い、堺市・和泉市消防指令業務連携・協力実施計画書（案）として、提案できるよう進めたいと考えております。なお、消防指令業務連携・協力実施計画の策定には、パブリックコメントを経ることを予定しております。その後、両市議会での事務委託の協議で議決を得ることができれば、規約を締結し、運用開始までの間、市民への周知及びシステム改修に伴う事務調整等を実施していく予定でございます。

以上が協議第3号「協議会等スケジュール（案）について」の説明となります。

ご審議の程よろしくお願いします。

【会長：新開消防局長】

ただ今事務局から、協議第3号につきまして、説明がございました。

ご意見、ご質疑等ございませんでしょうか。

それでは、ご質問等はないようですので、ご承認いただけたものといたします。

## 1.1 その他

【会長：新開消防局長】

本日の協議事項は以上でございますが、その他、皆さまから何かご意見等ございましたら、この場でご発言ください。それでは、その他事務局から何かございますか。

【事務局：太田課長補佐】

特にございません。

【会長：新開消防局長】

委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただくとともに、スムーズな議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

今後、両市間の応援出場を含めた出場体制をはじめとする各検討事項について、本連携

協力による効果が十分に得られるよう、各方面で詳細を検討・調整するようお願いするとともに、さらなる市民の安全・安心の確保に努めてまいりたいと思いますので、委員の皆様には引き続き宜しくお願いします。それでは進行を事務局にお返しします。

## 12 閉会

### 【事務局：太田課長補佐】

それでは、これをもちまして、第1回堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会を終了いたします。

本日は、慎重なご審議をいただき、どうもありがとうございました。

<以上>